

産業廃棄物処理業許可申請に添付する修了証の取扱いについて

～更新講習会の修了証の有効期限が、5年間になりました～

産業廃棄物の処理業の許可基準の一つに「業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とあり、全ての都道府県、政令市は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講し、修了証の交付を受けた者を当該知識及び技能を有する者としています。

豊田市では、修了証の有効期限について新規講習会については講習会修了日から起算して5年間、更新講習会については2年間と取扱ってきました。

今回、豊田市においても愛知県等と同様に、更新講習会の修了証の有効期限について、平成25年10月1日から、従来の講習会修了日から起算して2年間で5年間に変更しました。

なお、産業廃棄物処理業者の皆様におかれましては、講習会の修了者が退任等により不在となったり、講習会の修了証の有効期限が切れたりすることがないように、計画的に講習会を受講し、修了するようにしてください。

<お問い合わせ>

豊田市環境部廃棄物対策課

担当 施設・監視担当

電話 0565-34-6710

FAX 0565-34-6976

協会のコメント

今回、豊田市が更新講習会の修了証の有効期限を見直し（平成25年10月1日より）たことにより、愛知県及び県内4政令市のすべてにおいて、更新講習会の修了証の有効期限が、5年間になりました。

なお、その他の都道府県等における更新講習会の修了証の有効期限につきましては、大阪府等の一部を除き、従来どおり2年間となっておりますので、産業廃棄物処理業の許可申請等を行う際には、あらかじめご確認願います。